法第３５条・第３６条（開放廊下）

開放廊下の適用（換気設備、防火区画、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機）

１　法第２章の適用において屋外部分として扱う、外気に十分に開放されて避難上及び排煙上支障のない開放廊下（以下「開放廊下」という。）は、次に該当するものとする。

①　片廊下で、当該廊下の外壁面が直接外気に開放されたものであること。

②　直接外気に開放された高さが１．１ｍ以上の部分（有効開放部分）の面積が、当該廊下の見付面積の１／３を超えるものであること。

③　有効開放部分の定義は、床面積の算定の例によること。

④　原則として廊下ごとに開放性を判断するものとし、廊下の部分判断はしないこと。

２　開放廊下における法第２章の各規定は、次により適用する。

①　換気設備及び排煙設備

開放廊下は屋外とみなし、換気設備及び排煙設備の設置を要しない。

②　防火区画

開放廊下は、廊下と室内との間の開口部が、出入口の場合は常時閉鎖式特定防火設備、窓の場合は防火設備であり、かつ、開放廊下と室内とが耐火構造で防火区画されている場合は屋外とみなし、令第１１２条第１項から第３項までの床面積に算入せず、令第１１２条第９項の「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。」の規定により、階段の防火区画を要しない。

③　非常用の昇降機

開放廊下は、廊下と廊下に面する室が令第１２９条の１３の２第３号（１００㎡区画）に規定する構造により区画されている場合は屋外とみなし、令第１２９条の１３の２第２号及び第３号の床面積に算入しない。